

平成 28 年度第 4 回古賀市補助金審査委員会 会議録（要点筆記）

【会議の名称】 第 4 回古賀市補助金審査委員会

【日時・場所】 平成 28 年 10 月 7 日（金） 14 時 00 分～16 時 40 分  
市役所第 1 庁舎第 2 委員会室

【主な議題】

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 会議の公開について
4. 諮問
5. 古賀市公募型補助金交付要綱について
6. その他
7. 閉会

【傍聴者数】 2 名

【出席委員等の氏名】

委員：宗像優委員長、今村晃章副委員長、小河武文委員、貞光紀美子委員、  
山崎あづさ委員

事務局：星野孝一財政課長、内裕治財政係長、田中智実主任主事、大川宗春主任主事  
関係課：地域コミュニティ推進課 中野賢一市民活動支援センター係長

【庶務担当部署名】

総務部 財政課 財政係

【委員に配布した資料の名称】

資料番号	名 称
1	古賀市公募型補助金交付要綱について
2	傍聴要領（案）
3	諮問書（写）
参考資料	第 3 回 補助金審査委員会 会議録 審査結果 答申書（写し）

## 【会議の内容】

○委員長あいさつ

○会議の公開について

会議は公開とし、傍聴方法は傍聴要領(案)のとおりとする。

○諮問

古賀市補助金審査委員会条例第2条の規定により、古賀市公募型補助金について諮問。

○古賀市公募型補助金審査要綱について

事務局より、公募型補助金交付要綱について、改正案の概要説明を行う。その後、改正案について、質疑応答、委員による意見交換を行う。

(目的第1条関係)

現在は市の目的に合致する事業として、第4条の各号で事業を示して募集をかけているが、そのことが応募を制限する可能性があると考え、市の目的に限定せず、広く募集できるように改正するもの。改正案としては、市の目的に合致する事業を地域社会の課題解決に寄与する事業に修正するもの。

(委員)

市の目的に合致するという点について、市の目的がそのまま第4条の各号に該当するという話であったか。単純に市の目的に合致するというのは、市の事業として総合計画の中や既存で市が実施している事業など、幅広い意味で考えていたが、ここは第4条のことを指すという解釈であったか。

(事務局)

当初の制度設計としては、総合計画等で示すような幅広い事業ではなく、公募型の事業を募集するに当たって、市の各部署から公募型に向いている事業を挙げてもらい、それに該当する事業を募集することを想定していた。制度開始時は、市の補助金制度改革の結果、個別補助金から公募型補助金に移行した事業が第4条として列挙された。

(委員)

過去、具体的に第4条の各号の事業に該当しないと思われる応募があったのか。あるいは該当しないかもしれないということで、事前に相談があったり、応募をためらったような事例があれば教えてほしい。

(事務局)

第4条の各号に該当しない事業として、「わんにゃんフレンズ」の「飼い主のいない猫の避妊去勢手術事業」などが挙げられる。また、園芸福祉事業として応募のあった「サトウキビ研究会」の「きびの里プロジェクト事業」は、審議の中で園芸福祉に該当するかどうかを議論していただいた経緯がある。これまでも、市長の認めるものということで、第4条の各号に該当するかどうかにかかわらず採否の審議をしていただいている。

(委員)

市の目的に合致するという文言から地域社会の課題解決に寄与すると変更するという

案だが、これがどれくらい対象を広くするのがよく分からない。地域社会の課題解決に寄与するというのは、古賀市の他の条例などに同じような言葉が使われていて、市民にとって、どういうものがこれに当たるのかが分かりやすいのか。課題とは何か、解決に寄与するはどこまでかを市民が判断しにくくなりほしくないかと疑問に思う。これで事業の対象が広がったと事務局で認識している理由があれば教えてほしい。

(事務局)

資料4「古賀市市民活動団体等の登録に関する要綱」の第1条の趣旨に、「地域の課題に関する市民の自主的かつ自発的な活動」という文言があり、ここから引用したもの。

(委員)

「地域の課題に関する」という文言が「地域社会の課題解決に寄与する」という表現に変わっている趣旨は何か。

(事務局)

特に理由はない。表現の仕方についても、委員からの意見をいただきながら、細かいところを修正していきたい。もう少し分かりやすい表現の仕方があるということであれば、是非、意見を出していただきたいし、事業を広く受け付けるということ申請者に対して分かりやすいものにしていきたいので、今の意見についても検討したい。

(委員)

多くの方は条文をよく読まずに応募すると思うので、分かりやすさの点でいうと、募集のチラシや広報の仕方の工夫で対応する方法があると思う。対象となっている団体は、市民活動団体が割合として多いので、「地域の課題を解決する」という言葉自体は、以前より定着しつつあると思う。

文言よりも第1条の条文には目的が3つ入っていることに注目したい。その3つとは、まず「市民の自発的な活動の推進、活性化」と、次に、「その団体の活動の自立」と、「地域課題の解決」である。どれもつながっているのだが、重要なのはどこに比重を置くかということである。市民の自発的な活動を推進するのであれば、そういう動きがたくさん出てくればよく、質は問わないとするのか、自立という点にするのであれば、既存団体の自立を重視するのか、あるいは今から始まる団体にも自立を前提に動いてもらうのか、それとも自立するかどうかは別にして、課題解決に比重を置くとすれば、解決する動きを求め、解決しない提案は採用しないとするのか。その部分が前の補助金改革から制度移行したという経緯の中で、折衷案的に移行するしかなかった部分もあるのかもしれないが、目的の書き方も然ることながら、第1条が次の条文の話をするときの目安となるので、事務局として構わないので、比重がどこにあるのかをお尋ねしたい。

(事務局)

公募型補助金制度が始まった当初は、自発的な活動の推進ということで、次に自立してくださいということであった。今回の改正案により、事業内容は何でもよいという話になっていくだろうと思う。ただ、事務局として考えているのは、公益的な事業である

かどうかが一番の課題である。いろいろな市町村を見たが、公益性の捉え方がかなり分かれており、総合振興計画に載っていればよいとか、市政発展に寄与すればよい、あるいは対象者数の多寡も関係ないとしているところもある。事務局としては、公益的事業を実施していただくのが本来の目的だろうと思っており、その程度を委員会に審査していただいているところであるが、取捨選択は難しいのが現状である。一番の目的は、地域の課題を解決する公益的な事業を市民の方にしていただきたいという考えである。

(委員)

公益のとらえ方でいろいろと市町村ごとに色が出ているという話で、例えば本当に自分以外の人のため、利他精神みたいなものも含めて全部公益だとなれば、趣味のサークルから何から全部みんなのため、社会のためにどこかにつながっているというものすごく幅広い公益にもなるし、一方で例えば、特定非営利活動促進法などの中では、一定の条件をクリアしないと公益団体にはならないような話も入っていたりする。これから条文にいろいろな条件をつけていく中で、古賀市としての公益の考え方を示すものとして、できるだけ古賀市の中で起こっている諸問題を解決していくという方向に比重をおきたいということに理解した。その一方で、自立や自発的な活動をどうするかは、この3年間で解消されたわけではないので、そこをどう考えるかというところの課題も残っている。

(事務局)

補足になるが、第1条の目的については、平成26年度に改正を加えた部分である。制度の開始当初は、市民の自発的な活動を推進、活性化することを目的にしていたところに、その自立を促すことを目的に加えた。これまでも少しずつマイナーチェンジしながら、進めているところであり、地域課題の解決と市民活動の活性化、自立という点は整理していきたい。

(委員)

地域社会の課題解決に寄与する公益的事業とすると、広く募集ができるということだが、どの事業が地域社会の問題解決に寄与するのかしないのかを、審査委員会で審査する必要があり、審査が難しくなるのではないかという懸念がある。もう一つは、第4条の本文を見ると、具体的な事業としては、1号から5号までに該当するものしか示されていないが、実際には過去にも、その他市長が認めるものということで、1号から5号に該当しない事業を認めてきた。第4条の1号から5号は、単にカテゴリー化するための一つの目安であって、どの事業がどの分野に該当するのかわを示すだけという見方をすれば、変えなくてもよいのではないのかと思う。結局、条文を改正し地域社会の課題解決に寄与する公益的事業を広く募集して、30件集まったとすれば、自然保護関係、教育文化など、何らかのカテゴリ化できるのではないのか。それを分けるカテゴリーが実は1号から5号に示されていたというふうに考えたらどうなのか。

(事務局)

市としてもこの3年間、あるいは他の自治体の補助金の活動を見ると、市役所では気付かない、市では及ばない事業を申請してくるケースがよくある。市で指定する中には該当する事業がなく、市長が認めるものが多くなっていく可能性も高いと考えており、分野分けについては外してもよいと考えている。

(委員)

確かに応募の幅は広がるが、応募のハードルが上がるのではないかと。こういう課題があるという客観的なものを示し、それを解決するための方策も段階を追って示して、解決をどの程度までやり、その結果どの程度までできたという成果までを団体が示して、それができているかどうかを確認するのが委員会の役割になるので、団体のハードルも、委員会のハードルも上がる可能性がある。先ほどの三つの目的の難易度としては、まず、市民の自発的活動の推進といういかにボランティアとして参加していくかを推進するというもの、その次に、団体の自立した活動という継続的な活動をどうやって担保していくかということ、最後に、課題の解決にどうやってつなげていくかの順である。行政でも似たような課題を持っていると思うので、これを市民に求めるとハードルが上がるのではないかと。お尋ねしたいのは、ハードルが上がってでもやるということなのか。ハードルが上がれば、当然、応募も少なくなる可能性があるが、それでもやむなしとするのか。

(事務局)

要綱案を考えるに当たっては、ハードルを上げるのではなく、下げることを想定しており、より広い団体にジャンルを問わず多くの事業を応募していただけるような要綱にしたいと考えている。委員からの指摘があったように、逆にハードルが上がるととらえられるのであれば、本末転倒であるので文言を検討したい。

(事務局)

地域課題を解決するという表現にした理由として、「わんにゃんフレンズ」の事例が念頭にある。行政がこれまで手の及ばなかった事案について、団体から提案していただいて実施した結果、課題の解決につながっていくという過程が見えた。広く事業を求めていく中で、一つでも多く同様の事例が出てくれば、市としても、団体としてもよりよいものになっていくことがイメージできたので、地域の課題を解決するという文言になった。

(委員)

地域社会の課題解決に寄与するという文言だけを読んだときには、課題は何で、どう解決したらよいのかと、思考が止まってしまうこともあると思う。ハードルを下げるというのであれば、単純に地域社会に寄与する、地域社会に貢献するなど、もっと分かりやすい表現があると思う。

(委員)

もっとさらにハードルを下げるのであれば、規範的な要素や表現を少なくしたほうが

よいと思うので、資料 4 の市民活動団体の登録に関する要綱の文言に合わせて、地域の課題に関する活動とするなど、簡略化してもよいのではないかと。

(委員)

今の意見に賛成。改正案の第 3 条に条文が追加されていることもあり、事務局がハードルを下げたいという意向があるのであれば、もっと簡単な表現にした方がよいと思う。

(事務局)

今の意見をもとに改正案を修正して、次回に示すような形にさせていただきたい。

(補助対象団体 3 条関係)

補助対象団体をどうするかという点。これまでの審査の中で、商工会などの公益法人や認定 N P O を対象団体にしてよいものかどうかの議論があり、その対応として、市民活動センターに登録をしていることを加えたもの。公募型補助金がメインの収入になっていて、その対象事業しかやっておらず、補助金がないと成り立たない団体の取り扱いや 5 人以上で構成されているという部分が必要かどうかもご審議いただきたい。

(委員)

第 6 号の規定により補助対象団体の範囲が狭まるということか。

(事務局)

捉え方によっては狭まるかもしれないが、市民活動支援センターに登録をしていただくことで、市とのつながりができ、単に団体の範囲を狭めるということではなく、団体同士の横のつながりも持てるようになって行けると考える。

(委員)

この 6 号を加えることで、他の号で重複する要件もでてくるのではないかと考えられるため、整理したほうがよい。

(委員)

当然重複するところはあると考える。自主的かつ自立的な活動を行っている民間非営利団体であることに関しては、市民活動のほうが範囲が狭く、1 号の条文は包括されるので、要らないのではないかと。市民活動団体を支援センターへの登録することで、重複する要件もあると思う。登録要件の中で会則の確認や会計処理をやっている、決算書があるかどうかなどの確認をされているのであれば、要らなくなるのではないかと。登録要件にないのであれば、補助金要綱に入れておいたほうがよい。5 人以上で構成されているという点については、登録の要件のとの整合性をとる形にすればよいのではないかと。基本的に登録団体にすること自体の話はまずいと思わないし、申請までに登録ができていればよいということにすればよいと思う。

(事務局)

事務局としては、6 号を入れることによってクリアできる条件が出てくれば、当然、補助金交付要綱から外すという整理である。ただ、市民活動の登録に関する要綱については、まずは登録団体を増やして市民活動を応援するというもので、かなり広く団体に登

録をお願いしている状況である。登録に関しては、公益団体も含んで対象としていることもあり、この登録に関する要綱と、公募型補助金の対象団体をうまく整理したい。

(委員)

一般的に、市民活動支援センターへの登録については、センターのサービスや付随する会議室の予約などを含めた利用登録という仕組みと、利用するためのインセンティブは特にないが、団体を登録する情報登録という仕組みの二つがある。古賀市の支援センターの登録はどちらか。

(地域コミュニティ推進課)

情報登録のほうである。団体の情報をセンターに集約をして、それを市民に情報発信をしていく役割を大きく持っている。

(委員)

情報登録なのであれば、利用登録に当たっては要件を緩くせざるを得ない部分もあると思う。登録されているから必ず安心だという話にならないのであれば、条文を残しておかなければならない。支援センターの登録の基準を厳格にしていく方法も考えられるので、支援センターとしてどうするかが絡んでくるが、基本的に要件を応募団体に見てもらふことが担保されればよいと思う。

(委員)

市民活動団体に登録されている団体だけを公募型補助金で受け付ける形になった場合に、今までだと、委員会で規約や会則を見たり、市内で活動を行っているかどうか、5人以上で構成されているか、会計処理されているかなどを全部見てたが、改正されて市民活動団体に登録されてさえいれば、その要件がクリアされているということで、委員会では要件は見なくてもよいということになるのか。

(事務局)

今のところ、団体登録に関する要綱上の縛りは、かなり緩いものになっているので、団体登録に関する要綱に合致する団体そのまま、公募型補助金の要件に該当するかどうかは整理が必要であると考えている。公募型補助金については、団体としての継続性を自立に向けたところで見えていくという面もあるので、欠かせない要件について整理したい。団体登録に関する要綱にも、足りない部分があるかと思う。

(委員)

登録をしてもらっても要件が緩いという話と情報登録が前提であれば、補助金を応募して、通過して補助事業でやるとなったときに登録をもらうやり方もあると思う。要件に入れてもさほど労力が変わらないというのであれば、入れても入れなくてもどちらでもよい。古賀市として重要なのはサポートすることだと思う。サポートとは言っても直接ではなく、間接支援の仕組みと体制が、これまでの3年を見ても、この委員会ではどうすることもできなかった中では、センターが絡んでくるのは非常によいことだと思うので、要件にするという話ではなく、採用するとしたときに登録をもらうやり

方も検討していただきたい。

(事務局)

検討する。登録すれば、市民活動支援センターの会議スペースが使えたり、コピー機が利用できたりなどのメリットもある。また、市のホームページで市民活動のいろんなイベントを募集できるなど広報の面でも団体としては役に立つと思う。横のつながりができることによって、イベントへの声かけで参加者が増えるであろうし、人手が足りないようなときは他の団体に応援をお願いするなどできるのではないかな。

(委員)

公募型補助金の実施団体の中に、市民活動団体として登録していないところが見られたという説明があったが、そもそも登録してある団体が応募してくることが予想としてあったのか。また、登録していない団体があった場合、補助金を決めた後に登録をしてほしいという話はしているのか。

(地域コミュニティ推進課)

補助金の対象に決定された団体について、積極的に働きかけをしているかという点、必ずしもそうではない。全市的な取り組みをされている団体が登録している傾向があり、団体によっては地域性を強く持っている部分もある。機会があれば、登録の薦めはしているが、補助が決まったからと言って、積極的な働きかけは十分にできていない。

(委員)

登録するデメリットはあるのか。

(地域コミュニティ推進課)

デメリットについて、具体的に市民から話を伺ったことは今までにない。先日、新しくグループをつくった団体から登録についての相談を受けた際には、登録をしていたほうが、市民にも伝わる機会が多くなる、団体としての箔が付くという話もあった。プラスの話は幾つか聞くが、デメリットは聞いたことがない。

(委員)

古賀市でどうかは分からないが、県内で支援センターの職員などの育成に携わっている関係でデメリットの話をする、情報登録という以上、情報は新鮮でなくてはいけないので、情報を更新しないといけないことになる。定期的もしくは随時、団体の代表が変わったとか、連絡先が変わったなどを更新することになる。また、市としても情報を最新に更新していくために定期的に年1回、登録の更新をかけていくとなったときには、それ自体が非常に団体の手間になる、あるいは提出書類の分量が多い、他の市町村だと団体の事業報告書と決算書を出さないといけない、役員名簿を出させてなお、生年月日をつけなさいなど、どんどん細かくなってきているところもある。基本的には、公益的な活動に税金を投入することの担保や、暴力団にかかわっていないかどうかを確認するなどの話である。もう1点は、そんなに該当することはないと思うが、団体としてどうしても活動をオープンにしにくいケースがある。例えば、DV被害者支援の活動であれ



ば、支援をしている人たちが狙われる可能性があるなどを理由として、登録を避けるケースがある。ただ、問題なのは、登録を強制できないところにある。登録するのを嫌だと言われたらそれまでだが、補助金を応募するところに限っては登録を要件にしてもよいと思う。要件として入れるとなったとしても、対象団体としての要件の確認は委員会でしないといけないと思う。商工会は登録できないと思うので、対象から外れると思うが、認定NPOについては登録できるので、引き続き対象でありうるので、それでよいかどうかになる。ここで認定NPOの話が何で急にでてきているのかと思ったが、単純に自立という話になったときに認定NPOが補助金をもらって、事業をするのがどうなのかという話だと思う。それは認定NPOの趣旨に反するかもしれないが、課題解決に寄与するという話が利いてくる。認定NPOに補助金を出したとしても、課題の解決に近づくのならば、出す価値はあると思う。

(地域コミュニティ推進課)

定款、規約、会則、その他の処理の関係について、センターに登録をされている団体の現状としては、公募型補助金と同じように、会則等、活動の報告書、計画書、会計については、決算書予算書の提出を求めている。しかしながら、先ほど、事務手続きが煩わしいという説明があったとおり、団体の中でも事務が面倒だという話が出ており、荷が重いようだ。中でも、会則をつくるのはレベルが高いようで、会則がないという相談に対しては、センターの職員も一緒に聞き取りをしながらつくっているのが実状であり、会則をつくるまで、気持ちができ上がってない団体も数多く見受けられる。

構成団体の構成員の数については、制限を設けておらず、登録には人数の規定はないものの、活動に関しては、コミュニティ活動の補償制度を活用している関係から、補償の対象が5名以上で構成する団体であることから、5名未満の場合は事故があった場合には補償の対象にならないという説明を加えている。

(委員)

登録に関する要綱自体をセンターでは、柔軟に運用されているものと理解した。だとすると、委員会で、ある程度は担保しないといけないこともあることが分かった。

(地域コミュニティ推進課)

古賀市のセンターは、でき上がってから4、5年しか経っていないこともあり、まずは団体登録を数多くしたいとの思いでスタートしており、要綱については、市民が登録しやすい環境にして、入り口、間口を広げて、緩やかな方向になっている。ただ、いろいろと補助金の条項との突き合わせが必要なことも散見されるので、今後は、登録要綱の見直しも一つの課題であると考えている。

(委員長)

第3条については、活動団体の登録に関することを追加する方向としたい。それに伴って、幾つか問題が想定されるので、事務局で整理をお願いする。問題点、課題として示されている、商工会、認定NPOの扱い、実行委員会形式の団体への要件が必要かど

うか、補助金がないと成り立たない団体に関して、これらは結局、解決するものになるのか。

(事務局)

市民活動支援センターに登録していることを要件に加えると商工会は対象から外れる整理になると思う。認定NPOの取り扱いについては、自立の部分で対象になるのかを議論していただいて、課題解決に近づくのであればよいのではないかと意見もいただいたので、認定NPOの取り扱いについては、自立を促すという目的との整合性をどう図るかというところを次回までに市としての意見をまとめておきたい。実行委員会形式の団体や、構成人数の要件などについては、地域コミュニティ推進課の話から保険の対象が5名以上ということが関係するのであれば残すという判断でよいと思う。公募型補助金がなく成り立たない団体への対応をどうするか、委員の意見をお伺いしておきたい。

(事務局)

他の自治体では、通常の補助以外に新規設立補助のような枠を設けてある事例もある。3年間は、新しく運営するために使って、2段階構えにしている事例も参考になるのではないか。

(委員)

最近では、自立という事に関しての理解が進んでいる団体もある。問題は、自立していない既存の団体であり、今から自立を目指していく団体には、設立のときにどうアプローチするかが関わってくると思うので、制度設計というより、支援センターなどがどう関わっていくかの話になってくると思う。既存の団体で、公募型補助金がないと成立しないと断言している団体をどうするかに関しては、簡単に言えば、自立してくださいと突き放せば早いと思う。それではだめだという話であれば、それを制度で何とかしようとするには限界があるので、自立に至るまでのサポートが必要なのではないかと。自立するためには、自立のイメージを持っていないといけないと思うので、補助金を受ける団体に対して、自立が課題になっている団体については、お金の問題ではなく、間接支援として、自立するとは何なのかや自立するためには何が必要なのかをきちんと市で相談支援をしたり、団体に勉強してもらい仕組みを取り入れるとよいと思う。例えば、補助金で使った額と同額の勉強することに時間とお金をかけてもらったり、あるいは補助金審査を通過して、事業を開始する前にセンターと連携しながら、補助金の使い方をレクチャーする時間を持つなどの支援が必要ではないか。

(事務局)

今の意見は、補助金をもらっている、もらっていないにかかわらず、入り口の時点で特に要件として絞る必要はないという考え方で認識した。補助金がなく成り立たない団体の自立に向けてのサポートについては、今後検討したい。既存の団体に対しての問題であり、2年目3年目の審査に関係していく領域になるイメージを持ったので、新

規の団体に対しての縛りは必要ないとの整理ができた。

(補助対象事業第4条関係)

補助対象事業として、今現在は5つの特定の事業と市長が適当と認めるものとしており、活動を限定してしまっている面がある。1条のところでも説明したとおり、活動を限定せずに広く募集するようにしたいと考えている。補助対象事業でない要件を上げているところについては、特に問題はなかったと考えているが、4号の宗教活動に関する記載がある。これまでの審議の中で、薦野の歴史を語る会の活動が宗教活動に当たるのか、議論もあったところであるが、事務局としては、これまでどおりいきたいと思っている。

(委員)

補助対象事業として、1から5となっていると限定されてしまうので、それは外して地域社会の問題解決に寄与するとしたほうが広く、事業募集できるというのが事務局の意図だったと思うが、第3条で市民活動団体の登録という要件が入るとした場合に、市民団体等登録申請書の裏側に市民活動分野一覧表が示すように1番から17番まで思い切って示せば、対象が開かれることになるのではないかと。

(事務局)

市民活動の一覧については、あくまでも活動団体としてのカテゴライズを示している部分である。補助対象事業として、イコールになるのかどうかの縛りはかけなくてもよいと考える。1から17として上げたとしても、これにカテゴライズされないものが、他にも出てくることも考えられるので、特別に仕訳する必要はないと考える。

(事務局)

例えば、夏休み講座などは、ボランティアとはいえ、専門の講師を呼んで学習塾みたいなことを実施している。他にもいろいろな団体が寺子屋みたいなことをやっていて、実際にサンリブでは、1時間5,000円払って生徒が行っているものもあることから、民業圧迫にならないのかという疑問を持っている。あるいは、移動に困っている人を地域の人が変わって輸送する事業を補助金でやることに対して、タクシー会社や、路線バス会社などが見たときには、公共が税金を投入することに関してどう考えるのかという疑問があるがいかがか。

(委員)

民業圧迫の話をするれば、山のように出てきている感じもある中で、補助金の審査のときにどう考えるかであると思う。その視点をどうやって審査として反映させるのか、項目を挙げてもらわないと審査のしようがない。例えば、先ほど夏休みの子どもたちに対して何かするという話については、民間の業者がやるにしても、市民活動団体でやるにしても結果的に形は同じである。例えば、清掃会社が町のごみ掃除をするのと、市民団体がごみ掃除をするのも、やっている行為は同じだが、目指しているものが違う。民間の業者は、収益が目的になるが、市民団体は課題の解決にあり、ごみが落ちているから

きれいにしようとする、子どもたちの成長を力点に置いてやっていたりする。問題は、目的達成のところが強く出ているかどうか、あるいはそこに対しての成果を計ることにある。成果の部分が、普通の民間企業であれば、収益が上がったかどうかだと思うが、市民活動団体であれば、掲げている目的、目標が達成できたかどうかで測る。成果だと補助事業が終わった後でなければ分からないので、基本は目的、目標がどこに定められているかを事前に確認して、それを解決するための内容になっているかどうかを確認していくしかないと思う。民業圧迫の話は難しく、民間企業からは民業を圧迫しているという指摘は当然あると思うが、一方で例えば移動の話であれば、タクシー会社があるにはあるが、その受益者たる市民からすると、買物に行くにも病院に通うにもタクシーを使うと、高くしてタクシー料金が払えないという問題があって、住民が立ち上がって何とか救ってやろうという話になると、そもそもタクシーがニーズにあっていないという話になる。だから、民業圧迫の話をも今の補助金の話に反映させるのではなく、どちらかという、事業が成果として、表れているかどうかを見るべきではないか。実務上は民業圧迫の話が出てくる可能性があるのも、委員会としては団体を支援する過程の中で、違いを明確にしたり、余計なトラブルに巻き込まれないためにどうするかを実務的に団体と話し合いながらサポートすることが必要であると考えている。

(委員長)

第4条については、第1条、第3条を検討していく中で対応が変わってくるかもしれないので、それに合わせて事務局で対応していただきたい。

(補助対象経費第5条関係)

補助金であるので、当然補助対象とする経費は限られてくるという考えで、別表に示している。これまでの補助対象経費として挙がっていない経費として、活動に当たっての会員に関する人件費、食糧費、備品購入費等も対象としてほしいという意見が、報告会において、実際に活動されている団体から出されたので、これを加えるべきかどうかをお諮りしたい。それぞれの項目の中で、実際の審査のときに議論になったものや古賀市が国や県の補助金を受けてやっている事業では対象とされていないものなどを課題、問題点としてあげている。これらの項目については、補助対象科目として制限するのは難しいと考えており、審査の過程や募集要項の中で、対象経費とは認められないものを少しずつ限定していくこととしたい。なお、人件費、食糧費、備品購入費等を補助対象とするかどうかの点については、事務局としては認めない方向でいきたいと考えている。

(委員)

人件費や備品購入費は想像がつくが、食糧費に関して、何のための食糧費として対象にしてほしいという話であったのか。

(事務局)

食糧費については、イベント等を実施する際の会員やスタッフへの慰労の意味合いでの弁当代などとしての食糧費であり、人件費としてお金を渡すところまでもないが、弁

当代を出してあげたいというお礼のようなイメージだと考えている。

(委員)

食糧をどう捉えるかになるが、最近いろいろなところの審査を行っていると、飲み物の話が出てくる。事例として、夏の清掃活動や草刈りにおいて、水が対象にならないのはいかがなものかとの意見もあった。食育の活動の推進など、本当に必要な材料として食糧がないとだめだという事業もあるのではないかと。飲料も基本的にはないといふのが明らかになっているのであれば理解できるが、懇親や慰労にという話であれば、補助対象経費ではなく、自分たちでやるべきだと思う。備品購入に関してはいろいろな考え方があると思うが、備品購入は、圧倒的に成果が見えず、報告しにくいこともあり、なかなか認め難いと思う。どちらかという自分たちで稼いで、貯めたお金で購入するほうがよいと思う。人件費については、考え方が分かれるところもあると思うが、内部で事業に携わった者に対して人件費を出すことについては、先ほどの難易度やハードルの高さに関係してくると感じる。ハードルを下げるのであれば、人件費は認めないとせざるを得ないのではないかと。一方で、ハードルを上げて、課題解決に寄与するような事業をやっていくのであれば、内容的に人員も全員ボランティアなどでは、課題解決までたどり着けない可能性もある。最近、提案型協働事業などで募集しているところは、基本的に人件費を認めている。ハードルは上げるかわりに、きちんと課題解決を狙うのであれば、人件費は認めないといけないということもあるが、基本的にはハードルを下げて、できるだけいろいろな団体を対象としようとするのであれば、人件費を認めないほうが整理はしやすいと思う。

(地域コミュニティ推進課)

食糧費の関係が出たので、団体の中から聞こえてきた話を一つ紹介したい。そもそも団体としての活動を、メンバーだけではなく、地域と一緒にやっていくということで、婦人部や隣組長などの公民館活動を行う地元のスタッフに応援を求めて実施する中で、補助金からはお昼代を出せないことは理解できるので、経費をできるだけ削減しようと、苦肉の策で炊き出しをして応援スタッフにおにぎりなどを提供したことがあった。地域の応援があって事業がやれたのだから、これにかかる経費は認めてくれないだろうかという声があった。

(委員)

対応策として、補助基準を明確にすればよいのではないかと。人件費は問題外としても、備品代などは無制限になるおそれがある。食糧費を認めるにしてもその基準をきちんと設けるべき。

(事務局)

古賀市全体の補助金の整理の中で、原則として、運営費の補助はなくそうとしているところなので、運営費に該当する人件費や備品購入費は、補助対象としていない。報告会において、応募される団体から要望があったが、その場では運営費は認めないという

回答はしているし、今後も人件費や備品購入費を補助対象にするのは難しいと考えている。

(委員)

団体の視点で考えれば、慰労代なども補助金でみてもらえれば、より事業が円滑にいくだろうとか、応援スタッフへのちょっとした気持ちにもサポートしてもらえれば助かるなどは、気持ちとしては分かる。しかしながら、市の原則として、運営費には補助金を出さないとなっているし、それを認めるとなると際限がなくなったり、新しい基準を設けたりと本当に大変なことになってしまうので、この点については、事務局案のとおり、従来どおり認めない方向でいくのが妥当だと思う。

(委員)

要望があっているのに、単純にこれまでどおり対象にしないというのであれば、団体としては、結局は聞いてもらえないではないかとなってしまうので、その部分をサポートしなければいけない。人件費は仕方ないという感じはするが、備品と食糧に関しては、例えば、基準をつくるとか、本当に事業に必要なだということを審査会が認めたときにするなどのやり方があるのではないか。ただ基本的に、運営費か事業費かの線引きがしっかりできていない団体が多いのであれば、仕方がない。事業として出してはいけないと言っているわけではなくて、自分たちで拠出するのであればよいとしている。そうすると、自己資金が必要なので、調達する方法を考えなくてはならず、自分達で拠出する方法をサポートしていくことが必要になってくるので、それが結果的に自立の話につながっていく。補助金の審査としては、ルールを決めればよいだけの話であると思うが、サポートに関する話を全くせず、自分たちで出してやればよいと突き放してしまうと、これまでと一緒に、団体では市は出してくれないとの不満を抱えたままになってしまう。自分たちでちゃんと調達することができる方法を一緒に考えることができるかどうかのポイントになると思う。そこを担保しないと単純に不満だけが残りと、結果的に応募しなくなってしまうことにつながると思うので、特に支援センターでサポートしていくようにしなければいけない気がする。

(事務局)

補助対象経費には、ただし書きとして、その他市長が必要と認めるものが設けられている。補助対象となる経費には、人件費、食糧費、備品購入費等は上げられていないが、事業の内容に応じて、本当に必要があるものであれば、対応できると思う。

(補助率及び補助金交付額等第6条関係)

補助率については、現在 10 分の 10 で補助金ありきの事業になっており、資金調達への意識を阻害している面もあるのではないかと危惧している。そのため、補助率を段階的に引き下げるような方法を提案している。具体案として、最初は 4 分の 4、次に 4 分の 3、4 分の 2 にしていく方法を示している。割合については、今後詰めていきたい。

これまでは1団体につき1年に3事業まで認めてきた応募事業の件数について、1事業にする提案である。現在は、新規の応募は減ってきているものの、17団体の審査及び評価を行っており、事業ごとの審査時間が十分に取れていないと考えており、また、今後応募事業を増やしていきたいことから、応募団体の公平性も考慮してのもの。

補助金の交付額については、現在50万円を上限としているが、上限についての問題は特に挙がっていないため変更していないが、下限については、少額での申請についての審査の煩雑さや成果が見にくいことは考えられるため、設定する必要はないか問題提起している。

(委員)

10分の10の補助率はあり得ない。事務局案では4分の4にしているが、100%にすべきではないと考える。自立に向けての対策として、100の事業に対して80しか補助が出ないとなった場合に、その不足分をどうするかを考えてもらうようにすべき。

(事務局)

委員の意見はもともとである。ただ、先ほど事例で挙げたとおり、他の自治体では、立ち上げ支援が別メニューで設定されていたりする。立ち上げ支援の意味も含めて当初4分の4、その後3年間で自立できるように、しっかり計画立ててやってもらうために逡巡していくやり方で提案している。もし、4分の4でないのであれば、どの割合が妥当かの意見があればいただきたい。

(委員)

立ち上げ支援としての10割は理解できる。これまでに補助をもらって実施してきた団体と新規に事業を行う団体には若干の差をつければよいのではないかと。

(委員)

団体の自立に関しては、ボランティア団体とNPOでは切り分けたほうがよい。ボランティア団体は、初めに100%に近いお金が出るほど自立ができない状況にある。NPOもそれに近いところはあるが、少なくとも自分たちである程度自立していく前提のもとに立ち上がっているNPOに対しては、補助金の使い方の助言をするだけで多少違ってくる可能性はある。金額を減額していくやり方を導入している自治体は多いが、功を奏しているかというところではない。なぜかというところ、補助率を下げて金額を減額していくと、結果的に事業規模を縮小していきただけになるからである。古賀市としては支援しているつもりだが、どんどん団体の事業規模を小さくしていく話になりかねない。そうならないための策として、計画をつくり、きちんとその成果が出ている場合に次の段階に行くように、2年目3年目に、徐々に増やしていく方法もあるのではないかと。逆に最初に補助金が少なく、徐々に増えていくインセンティブを持たせるとよいかもしれない。補助率と同時に限度額も検討する必要がある。下限については、仕方がないものと考えており、年間の予算が10万円程度の団体であれば、5万円は大きいけれども、2千万円の5万円は小さいとなるので、設定は必要ないと思う。逆に上限については、古賀市程度の自治体であれば、50万円は高すぎると思う。団体の活動規模や人件費も認めないと

いう事業費補助であることから考えても、補助金がなくても団体の運営に支障がないような20万円から30万円が妥当なのではないか。民間助成金の金額も、20万から30万円が多いというのも、補助金がなくなっても影響がでない範囲、自分たちで調達する努力ができる範囲に抑えるという意味合いもある気もするので、上限の50万円は、3年間審査をした中では高いと感じた。

(事務局)

補助率が10分の10である中での上限が50万円である。補助率が下がって、例えば補助率が2分の1になるとすれば、事業規模が100万の事業をしないと50万もらえないということになるので、補助率と上限額とをうまく調整したい。

(委員)

委員から提案のあったインセンティブというのは、どこか取り入れている自治体があるのか。

(委員)

記憶にない。だからこそ、やってみる価値はあると思う。自立が前提ではないボランティア団体をなくすためには、100万円投入すればよいとは、業界でよく言われる話であり、最初からお金がドンとくると、ボランティア活動の自立を阻害する。最初から大きく渡すのではなく、少しずつ使える金額を大きくすることが、やれることを少しずつ増やしていくことにつながる。補助率を10分の10から4分の3、2分の1に減らすと、応募がかなり少なくなることが想像できるが、本当に自立しようとしている団体にとってはよいのではないか。上限は、1年目10万、2年目20万、3年目30万がよいのか、5万、10万、15万がよいのかは、今補助を受けている団体や応募してほしい団体の事業規模を勘案しながら段階を考えて、補助率は多少の自己負担を負ってやってもらうようにすれば、無理なく、自立に向かっていけるのではないか。補助率が下がっていくとなると、規模を小さくしなくてはなくなるが、金額が上がっていくことに関しては委員会もあるので、手を広げてよいか、現状維持か、もうちょっと高くてもよいのではないかと確認しながらできる。事例がないので、導入しにくいかもしれないが、だからこそやってみる方法もあると思う。

(委員)

3項については、1事業まででよいと思う。さすがに3事業というのは多いと思うし、応募する団体としても1事業でよいと感じるのではないかと思う。

(委員長)

補助率に関しては10分の10というのはいかがなものかという意見が委員会としては多かったように思う。下限と上限に関して、下限は必要ないという意見があり、上限に関して50万円は多すぎるという意見があった。具体的にどうするのかに関しては、今出た議論を踏まえて、事務局で検討いただければと思う。またインセンティブ方式という提案もあったので、そのあたりも検討していただければと思う。



(補助対象期間等第7条関係)

今は3年間を超えない範囲で申請していただき、それを認定するという形をとっている。これによって3年間、補助金が確定したという印象を持ってしまう場合がある。それが自立に向けた意識を阻害しているという問題意識を持っている。そこで、補助金を原則1年ごとで見えていき、第2項にあるように2年間延長することができるという形にしてはどうかというもの。3年間という期限がどうかや、3年間終了した事業が、再度応募してきたときの取り扱いについても意見をいただきたい。

(委員)

提案の趣旨は原則1年とし、必要と認められる場合には最長3年とするというもの。その判断というのは、事業が始まって1年目の秋ぐらいに先方から申し出があったときに検討するということになるのか。

(事務局)

現在の委員会のスケジュールに関係してくる。今は初年度、4月以降スタートする事業に対して、7月の段階で翌年度の事業を申請させる方法をとっている。事業の成果が見えないまま、次年度の内示を出しているところがある。運用の見直しと、規定の見直しでうまく翌年度の審査ができればよいと考えている。そのため、スケジュールの変更も含め、結果を見て判断できるやり方にしてはどうかという提案である。

(委員)

自立をするという事に関しては、きちんと自立するとはどういうことかを理解し、勉強し、自分たちで運営していく覚悟が決まっていれば、1年で大丈夫だと思う。逆に3年間、補助金を出して自立できないのは、3年間出しているから自立できないという面もあるのではないかな。

問題は、事業としての成果を出していくことである。事業を評価して、事業に補助金を出して、事業としての成果を見ていくのであれば、1年ではなかなか難しいところがあるので、3年もしくは2年に設定してもよいのではないかな。事務局が出したスケジュールの問題と関連してくるが、補助金の仕組みの中に事業評価のようなものがない。例えば、原則1年と定めて、また次の申請をするとなったときに、この仕組みではまた新しく申請することになるが、審査をする側としては、当然、前年度の事業がどうだったのかという評価を見て、次の審査につなげたい。きちんと評価する仕組みを導入することが、2年や3年との関係に出てくるのではないかな。

(委員)

交付期間について、第1項の条文では、当該事業の交付決定をした日からその日の属する年度末までとなっているが、交付決定は何月ぐらいにされているのか。

(事務局)

現在は、実施する事業に対して、前年度の時点で可否を決定しており、事業をする年度に入ってすぐに実施したい事業であれば、4月1日付けで申請をすれば、速やかに交付

決定をしている。つまり、委員会で認定するのは翌年度実施の事業に対してのものであり、交付決定を受けるのは実施する当該年度という意味で、条文では交付決定から年度末までとしている。

(委員)

そうすると、通常4月から3月末までという理解でよいか。

(事務局)

よい。

(委員)

第2項には、複数年に及ぶ事業の実施が必要と認める場合は延長すると書いているが、いつの時点で延長の判断をするのかが分からない。必要と認める場合の審査が、時期によっては、前年度の成果が分からないうちに審査しなければならないことになるのではないか。審査のスケジュールについて具体的にどのような想定をしているのか確認させていただきたい。

(事務局)

現在のところ、4月当初に申請をしてもらい、5月あたりで審査、決定をするスケジュールを想定している。3月に終わった事業に対して、4月早々に当該年度にやりたい事業を審査するやり方であれば、評価を含めたところで審査ができると思う。つまり、2年目の審査のときに評価を一緒に出してもらうことを想定している。

(委員)

一度、年度末で切れて、4月にまた申請するということは、延長というよりは再申請のようなものになり、正確には一つの事業に対して複数回の交付決定をすることになるのか。

(委員)

補助対象期間に関して、1年で完結するような事業を2年、3年もやるというのは自立に向けては難しいと思う。ただ他方で、具体的に今まで採択した事業でいうと「薦野の歴史をつなぐ会」の事業が該当すると思われるが、1年目に準備をやり、2年目で活動して、3年目で成果を出すような複数年かけて腰を据えて実施する事業をどうするかを検討する必要がある。原則1年としてしまうと、2年間で腰を据えて事業をしたいものが、申請時は1年用に短縮して、1年目の途中で実は2年目に別の内容が必要だとなると、おかしくなってしまう。夏休みの子ども教室のような事業は毎年同じような内容になるため、同じ内容で1年目、2年目、3年目というのでは自立につながらないので、原則1年が良いと思う。また、プレーパーク事業のような人材育成にあたるケースに関してはどう考えているのか。

(事務局)

例えば「薦野の歴史をつなぐ会」であれば、時節のイベントがベースにあり、それに加えて2年目は看板をつくり、3年目はそこを歩くウォーキングイベントがあったと記憶

している。計画は3年で出してもらっても、1年間ごとに実施する内容は決まっているだろうから、うまく調整したいと考えている。もともと3年間で実施する事業であれば、当然3年間で出していただいた上で、1年目、2年目、3年目の計画をそれぞれ出してもらい、計画どおりに進んでいけば2年目も申請できるような形を考えている。人材育成についても、今年の成果はどうだったかということを見つつ、2年目にどうするかを審査するような形ができればよいと考えている。

(委員)

今の説明によれば、2年、3年で事業をやりたいという団体が阻害されるような不利益をこうむることは特にないと思う。

(委員)

3年間で腰を据えて事業を実施する場合、3年の計画がきちんと立てられているかどうかで判断する必要がある。もともと掲げた目的が3つあるものを一つの制度でやるところに限界があるのではないかと思う。大変かもしれないが、コースを3つに分けてはどうか。もともと目指しているものが違うので、設計も違うものを分ける方が、応募する側も選択しやすいただろうし、審査する側としても切り替えてみるができる。事業の立ち上げ時の話なども含めて、コースを3つに分けられないだろうか。

(委員)

コースを3つに分けるとは、地域課題解決コースと自立コースというような意味か。

(事務局)

インセンティブの話とも関わってくるのかもしれないが、例えば3年の事業を計画されていて、その中でうまく行けば、2年目に補助金をステップアップというものも組み込めると思う。この辺りはまた事務局から提案できればと思う。

(委員)

そうすると申請のときに必ず1年のものだけしか受け付けないという訳ではなく、2年や3年の事業も申請を受付ける。ただ、原則として1年目しか補助金は出ないかもしれないが、状況によって2年目や3年目も補助金はありうるということによろしいか。

(事務局)

よい。補足になるが、制度としてはコースごとに年数や上限金額を設定することで対応できると思うので、その辺りも一度事務局で検討してみる。

(補助対象事業の公募第8条関係)

第8条はスケジュールの問題になると思う。現在、期間を定めて補助対象事業を公募しており、7月あたりに次年度の事業を募集し、11月にかけて事業の確定をする方法をとっている。そのため、事業の成果が見えないところで、次年度の申請を評価する形になっており、選考の時期を検討する必要があると思っている。ただし、条文としては変更する必要はないと思っており、何かアイデアがあればいただきたい。

(委員)

問題は新規と継続の時期をどうするかということだけだと思う。

(事務局)

4月にまとめて当該年度を審査することになると、委員会を4月に複数回開催する必要があり、委員の都合を心配している。例えば、4月に3回開催することが実際に可能かというのも含めて考えておかなければならないと思う。

(委員)

それに関しては、委員会に合わせる制度にするのか、制度に合わせて委員を選ぶのかということになる。例えば、委員のスケジュールに合わないのであれば、スケジュールに合う人を連れてくれば対応できる。基本は仕組みが団体にとってどうかや、運用として成果が出るかどうかということから考える方がよいと思う。

スケジュール的には、4月募集、5月審査、6月補助事業開始くらいの想定だと思うが、その場合のデメリットとして、4月、5月に事業ができないことが挙げられる。ボランティア団体が多く、イベント系の活動のため、出来る時にやればよいという話であれば問題ないが、次年度以降に継続する事業の場合には切れ目ができてしまう。例えば、サーティーネットにかかわってくる福祉系の事業の場合に、4月と5月がサービス停止になるというのでは、金額の設定などによっては支障が出る可能性がある。

(事務局)

先ほどの補助対象を分けたりするのはどうかという意見もいただいたので、補助メニューによって審査の時期をずらすということでも、対応できるかもしれないので、一度整理したい。

(事務局)

議論がもれた部分がある。継続応募がどうかという部分で、例えば、商工会がクリスマス事業で3年間の終了後、再度3年間の申請をしてきた場合、認めてよいのか悪いのか。他自治体では、認めているところはあまりなかったが、あるところでは1回に限り補助率2分の1にしてならよいというところがあった。事業は同じで6年間というのはどうか意見を聞きたい。

(委員)

他の委員も同じ意見だと思うが、再申請は認めない方がよいと思う。ある自治体では、最初は3年間だったのが、団体からの意見があり5年になって、8年になったケースがある。別の自治体では10年などもあった。10年間も同じ団体が補助金を受け続けたら自立どころの話ではなくなる。下手するとなぜ補助金を出してくれないのかという団体も出てくるおそれがある。例えば、再申請というよりも事業ベースで、応募する事業が同一事業では駄目ということだと思ふ。前提として、企画提案をしていただくことが必要で、団体がやっている事業をそのまま助けるというのではなく、今回はこういうことをやっていきたいという企画提案をしてもらった事業に対して補助金を出すという仕組みである。企画の内容自体が同一でないのであれば、再申請ではなく、同じ団体が違

うテーマで申請してきたということで、別物と考えることができる。同じ内容の事業をずっと続けたいから、再申請するというのは認めない。

(事務局)

もう一つの事例として、今までやった団体と別の団体が同じ事業を真似して始めるというケースも判断が難しいがいかがか。

(委員)

それは申請出来ないのではなくて、申請しても委員会で認められないことになると思う。別の団体が実施しているものをなぜ申請するのかを聞いて判断すればよい。申請してはいけないという話ではないと思う。

(事務局)

事業内容によって、委員会で判断してもらう形でよいということか。

(委員)

あまり委員会に裁量を持たせないほうがよいのか、それともきっちりと委員会で判断したほうがよいのか。他の委員の意見はどうか。

(委員)

その辺りは難しい判断だと思う。自立という点で見ると、再申請は避けた方がよいと思うが、地域社会の課題を解決するという団体であるならば、継続ということも必要かと思う。ただ1期目のように、10分の10というような渡し切りというのはどうかと思う。2期目に関しては2分の1という方法もよい方法だと思う。

(委員)

確かにイベント系の活動だと、もともと実施していた団体が止めることになったので、別の団体がやるとか、もしくは、団体が合体したり、リニューアルしたりという話が出てくる可能性があると思う。申請自体が駄目という訳ではなく、審査次第であろうと思う。それを継続として捉えるのか、別の事業だと考えるのかということだと思う。

(委員)

実質的に継続ととれるのであれば、初めから継続としておかないと、実際に実施している内容は1期目と2期目が同じにも関わらず、新規で通るために若干文言を変えたりなどで変に新規申請されるよりは、初めから実質同じであるならば、再申請を認めるとしておいた方がお互いにすっきりするのではないか。ただそれを従来と同じ補助率でするか、あるいは2分の1にするのかという事がまた問題になると思う。

(委員)

どの事業を念頭に置くかで考えが変わってくる。ただ、制度として継続を認めるとなると、どこまで継続するのかということになる。1年限りになるのか、どこまでを限度にするのかは分からないが、結局どこかで切らないと、自立することにならないので、どこまでも継続する訳にはいかない。だから3年でなくて、それを6年まで認めるのがよいとする、もしくは、補助率を2分の1にして審査を厳しくするなどの方法もありうる

思うが、どの団体を思い浮かべるかによっても変わってくると思うので、結局は委員会の審査によるものでよいと思う。

(委員)

再申請は認めるべきでないと思う。目標は3年となっており、自立される訳だから、また同じように申請する、少し内容を変えただけで申請するのを認めてはいけないと思う。ただ、同じ事業でもある地区でされたことを、違う団体が別の地区ですするということは委員会の審査の中で検討すべきだと思う。

(委員)

やはりどこに比重を置くかで変わってくると思う。団体の自立ということであれば、再申請を認めるべきでないということは正しいと思う。一方で、課題の解決という点をどうするのかという話だと思う。3年で片付けばよいが、そもそも3年で片付く話ならば、社会的課題になるのかという話もある。課題解決に比重を置くのであれば、継続ということも考えていく必要性が出てくる。ただ、協働事業提案制度などの課題解決型の他市町村の事例を見ると、きっかけとしての補助金や協働事業という話になっている。その後の出口として団体が自分たちでやっていくという方法にするのか、あるいは、セーフティーネット系の事業であれば、行政側が引き取らなければならないという可能性も出てくる。その点では、何に比重を置くかによって再申請を認めるかどうかとも変わってくるのではないかと。話は戻るが、コース設定をして、それぞれで違う仕組みにする方が分かりやすいし、整理がしやすいと思う。団体の自立という話であれば、基本的には自立にはどれぐらいの期間がかかるのかを念頭に入れて、再申請は認めないとしたほうが、団体に対してもそういうものであると認識してもらえらると思う。一方で、課題解決という話になったときには、なかなか解決しない、あるいは、課題を解決するために人材育成していかなければならない、起こっている課題の症状を緩和させるための事業もあるかもしれない。いろいろなタイプの課題解決の方法がある中で、継続的に取り組まなければならないものも出てくると思うし、少し形を変えてやっていく中で違う方向を見出すこともあるかもしれないので、そういうものについては、継続できる仕組みを考えてもよいと思う。ただし、継続するにしても、いつまでかという限りがあるものにしなければならない。限度を設けるということであれば、できるだけ早い方がよいと思う。この補助金にしても協働事業にしても、あくまでも、団体の自立のきっかけとしての補助金だと考え、課題解決を少しずつ進めていくためのきっかけとしての方法を堅持していく必要があるのではないかと。思う。

(事務局)

補足的な話となるが、例えば「わんにゃんフレンズ」の事業については、3年間で終わってしまうが、次年度直ぐに自立するというのはなかなか難しい事業だろうと思っている。実際、平成29年度については、議会に請願が出たこともあり、担当課が当初予算で別の補助金として要求しようとしていることを聞いたりもする。3年間の限度を設けたと

しても、行政として必要な事業であれば別の形で継続していくことは可能かと感じている。

○その他

(委員長)

本来であれば、条文をすべて検討する予定であったが、時間も迫っていることから、本日の審議はここまでとする。1条、2条あたりは非常に重要な部分でもあったので、長めに時間を取ってしっかりと議論ができた。今後のスケジュールを事務局から説明願う。

(事務局)

当初の予定では、年内に方向性をまとめ次年度から反映することを想定していたが、スケジュールを後ろ倒しして、議論を進めていただくこととなった。もともと後ろ倒しする予定であったが、本日の議論の内容を整理するための時間をいただくために次回予定の11月25日は開催しないこととしたい。次回開催は12月9日とし、12月27日の予定も延期し、再度日程を調整したうえで年明けに開催し、年度末までに答申をいただくこととしたい。

(委員長)

意見等がないようであれば、日程変更については了承する。その他にないか。

(事務局)

参考資料の第3回会議録及び審査結果の答申書について、資料のとおり確定させたいが、いかがか。

(委員長)

意見等がないようであれば、資料のとおり確定する。他に本日の審議をとおして意見等はないか。ないようであれば、平成28年度第4回補助金審査委員会を終了する。

以上